

Q&A

中国ビジネス Q&A

中国ビジネスと「規制緩和」

Q 中国への投資を検討しています。ただ最近、人件費の高騰や、経済成長の鈍化、中国特有のカントリーリスクといった、マイナス面が強調されることが多いように思います。何かプラス面の要素はないのでしょうか？

A 中国の近時の動きで注目されるのが、各方面での規制緩和の進行です。対中投資や中国ビジネスを検討する際は、マイナス面だけでなくこうした規制緩和による事業環境の改善やビジネスチャンスの拡大といったプラスの流れも視野に入れて判断することが望まれます。

1 規制緩和と中国ビジネス

(1) ビジネスと規制緩和

我々弁護士が「規制」について考えるとき、とすればコンプライアンスの対象という角度、つまり、どういった規制をどのように遵守すべきか、という観点に偏りがちです。しかし、ビジネスと規制の関係は、本来もっとダイナミックなものです。規制は頻繁に変化します。こうした規制の変化、特に規制緩和に対応して次の手を打つ（あるいは変化を先読みして先手を打つ）ことはビジネスの成功のための大きな要素のひとつといえます。規制の多い中国等の新興国でのビジネスでは、特に、規制の変化への機敏な反応が求められるように思われます。

(2) 中国における規制緩和

従来（特に、1980年代から2000年代初頭）、外国企業から見た中国の投資環境は、あらゆるものが規制の対象とされる一方、「2免3減」等の優遇税制等の外資誘致のための優遇措置が魅力というものでした。ただ、00年代に入り、外資に対する特別の優遇は大きく後退し、こうした外資優遇をあてにした投資は少なくなりました。

他方で、（特に外資にとって）多くのことが規制の対象とされ、何をすることも政府の意向を気にしなければならないという状況は依然として残され、中国の投資先としての魅力はかなり色褪せました。

しかし、近年は、中国でも、経済成長の鈍化などの厳しい状況を背景として、外資の誘致や企業の負担減による経済の活性化を図るべく、ビジネスの領域における「規制緩和」が大きく進められています。

2 外資に対する規制緩和

(1) 2つの規制の枠組

中国の外資参入に対する姿勢は、基本的に、外資は積極的に受け入れつつも、これを厳しくコントロールするというものでした。そのコントロールの枠組は、大きく、①「外商投資産業指導目録」をベースとした外資参入規制と、②外資出資による会社（外商投資会社）に対する審査認可制度の二つです。近時、

この両方について規制緩和が進みつつあります。

(2) 参入規制業種の減少と「ネガティブリスト」規制への転換

中国では、外資による対中投資について、「外商投資産業指導目録」をベースとする外資参入規制を行ってきました。すなわち、この目録等において、外資参入を「奨励」する分野・業種（奨励類）、「制限」的に認める分野・業種（制限類）、「禁止」する分野・業種（禁止類）をリストアップし、制限類（の一部）については、参入を認めるための条件（例えば、マイノリティ出資の合弁であれば可、など）を定めるなどするという方式です（なお、この目録に明記されていない分野・業種については、「許可類」とされ、基本的に外資参入を認める（但し政府が認可する前提）扱いとなっています）。

「外商投資産業指導目録」が制定された95年当時は、かなり多くの分野・業種が制限類ないし禁止類とされていましたが、その後、同目録は、中国のWTO加盟などを契機として、計6回、基本的には制限・規制を減らす方向で改正されてきました。最も新しい15年の改正では、制限類項目がその前の79項目から38項目に減らされ（特に製造業領域）、また、中国資本との合弁や中国側マジョリティを要する業種も減少しました。

最近の大きな動きとして注目されるのが、「ネガティブリスト」規制への転換の流れです。これは、外資参入を制限ないし禁止する分野・業種を限定的にリストアップし、これらに対する規制・制限の内容（認可の条件等）をより明確にするとともに、リスト外の分野・業種については、基本的に自由に外資の参入を認めることにするというものです。このネガティブリスト規制については、13年以降上海を皮切りに広東、天津、福建に設置された「自由貿易区」で先行実験的に実施されていますが、国務院によると、18年を目処に全国的に実施される予定となっています。実際の外資に対する開放の度合いはリストの中身次第ではあるものの、従来の中国の外資受入れの姿勢を考えるとやはり画期的なことといえます。

(3) 「すべて政府が審査認可」から「原則は事後届出で可」へ

これまで（特に90年代後半から00年代にかけて）、世界中の多くの企業が中国に投資し、合弁会社や独資会社等の形で進出が行われてきましたが、中国は、こうした外資出資によって設立された会社を、中国内資の会社と明確に区別して規制

森・濱田松本法律事務所 弁護士 石本茂彦
同 外国法事務弁護士(中国法) 康石

するという制度を維持してきました。外資独資会社や外資が出資する合併会社であれば、設立自体はもちろん、定款変更、増資、株式(出資持分)譲渡、解散・清算、合併などについて常に政府当局の審査認可が必要とされます。また、中国資本と外資による合併会社については、株主(総)会を設置せず董事会(取締役会に類似)が会社の最高意思決定機関であり、また定款変更、増資等の多くの重要な会社の決定事項について、そうした董事会における全会一致決議を求める(つまり少数株主に対して、こうした会社の重要事項について拒否権を持たせる)という制度をとってきました。

これに対して、最近、上でも述べたように「ネガティブリスト」規制に移行し、禁止・制限対象の分野・業種以外については、外資が出資する会社の設立等に政府の審査認可は不要で、事後的な届出で足りるという方向への転換が明確に進行しています。

さらに注目されるのが、「外国投資法」の制定です。この法律はまだ制定途中であり、内容は確定していませんが(パプコメのためのドラフト稿は15年に公表)、外資出資による会社の設立等について、上で述べたような「すべて政府が審査認可」から「原則事後届出」へという変更だけでなく、外資出資による会社(特に合併会社)に対する会社法レベルでの特別扱いも廃止し、日本等の他の多くの国と同様、外資であろうと「会社は会社」というシンプルな制度に移行することが想定されています。外国投資法の制定の時期は未定ですが、早ければ年内か来年になる見通しです。

3 外貨・金融規制の緩和と資金調達

従来、中国に進出した日系企業の共通の大きな悩みの一つが、外貨管理規制でした。特に、持分(株式)への出資や貸付等の「資本項目」についてのクロスボーダーでの資金移動については、外債登記による規制、「投注差」(投資総額と登録資本金額の差額)枠による国外からのローンの規制、外貨による出資金の人民元転に対する規制など、多くの制限や規制があり、中国国内の銀行からの資金調達の難しさ(信用や金利の問題)と相まって、中国の現地法人の資金調達がなかなかスムーズにできないという問題が存在していました。

こうした外貨管理や金融面での規制は、近時緩和が大きく進みつつあります。例えば、外貨によって出資された資本金の人民元転に対する制限はかなり緩和されましたし、「投注差」枠による規制自体はまだ残っていますが、これとは別の純資産の金額をベースとした枠が導入され、国外からのローン(特に国外の親会社による株主ローン)の可能性が広がる程度になりました。また、こうしたクロスボーダーでの資金調達につきもののクロスボーダーでの保証・担保の提供についても、制度の整備と緩和が進められています。

このほかにも、中国国内の株式市場の整備・発達、社債制度の整備なども進んでおり、中国の現地法人の資金調達のルートは、以前に比べるとかなり多様化しているといえます。

4 その他の規制緩和の流れ

(1) 許認可制度の全般的な減少

上で述べた外資に対する許認可から原則事後届出に限らず、中国では、政府(特に中央政府)による許認可や資格認定を要する事項を減らし、届出制への移行、資格認定要求の廃止、事前認可から事後認可への移行、中央政府から地方政府への権限移譲といった動きが進められています。02年から直近16年の行政許認可項目の推移を見ますと、認可制度自体の廃止、資格認定要求の廃止、事後認可への移行を合わせると約3000項目に上り、中央から地方に権限移譲された項目も300以上になっています。

共産党政府(中央政府)が許認可を通じてあらゆることをコントロールするという手法が限界となり、政府の機能自体の転換が図られているという流れであり、非常に興味深いところです。

(2) 税制改革

近時の中国では、企業の負担を軽減し、経済成長鈍化に歯止めをかけるべく、税制の改革が進められています。

一部の業種ではなくすべての業種において減税の実現を図る「全面減税」の方針のもと、企業所得税の最低納税所得額の引き上げ、「営業税」の「増値税」への転換(重複課税の回避)、創業や技術開発の促進のための減税措置である「創業創新減税」(技術ライセンス所得額の企業所得税の減免、R&D費用の加重控除、ファンドLPの納税額からの投資額控除など)、各種名目で徴収される費用の撤廃などが行われています。

(3) その他

これらのほかにも、金利の自由化、社会保険金負担割合の軽減、国有企業への民間資本の参入の拡大など、広い意味での規制緩和や企業負担の軽減措置も進められています。

5 規制緩和と対中投資・ビジネス

最近、中国というと、人件費コストの増大、経済成長の鈍化や特有のカントリーリスクなど、日本企業の投資先としてのマイナス面が強調されることが多くなっています。しかし、その一方で、上で紹介したような規制緩和が進められ、事業環境の改善やビジネスチャンスの拡大というプラス状況も出てきています。こうしたプラスマイナス両面をしっかりと見極めて、今後の対中投資や中国ビジネスのあり方を考える必要があるといえます。